

令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に 配慮した契約の締結実績の概要

国立大学法人東京海洋大学

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和6年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要を取りまとめたので、公表する。

1. 令和6年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成31年2月8日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている①電気の供給、②自動車の購入及び賃貸借、③船舶の調達、④-1 建築物の設計、④-2 建築物の維持管理、④-3 建築物の改修、⑤産業廃棄物の処理について、令和6年度は対象となる案件がなかった。

3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。
- 船舶については、小型船舶において、エンジンのない電池推進船（実験船）を導入し、環境対策の一つとしての船の開発・実験にも取り組んでいる。